

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555 (直通)
TEL：026-238-1580 (苦情専用)
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp/

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業者は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間(予定)
平成29年9月29日(金)	長野県自治会館 1階会議室	午後1時30分～4時30分
平成29年10月30日(月)	松本合同庁舎 402 会議室	午後1時00分～4時00分

2 ISDN回線及び紙媒体による請求を行っている事業所の皆様へ

平成30年4月より、ISDN回線及び書面による請求は廃止となり、介護給付費の請求は原則、伝送(インターネット請求)または電子媒体による請求となります。**ISDN回線及び書面による請求受付は、平成30年3月10日受付締切の2月サービス提供分の請求までで終了となりますのでご注意ください。**

また、現在、書面による請求を行っている事業所において、平成26年8月15日厚生労働省令第98号「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」の一部例外規定に該当し、平成30年4月以降も引き続き書面による請求を行う場合は、同改正省令により規定された「免除届出書」を本会へ提出する必要があります。「免除届出書」の様式は本会ホームページより取得可能です。

【取得方法】長野県国保連合会のHP⇒ www.kokuho-nagano.or.jp/ トップ

▶介護事業所のみなさまへ▶様式ダウンロード▶介護事業所等▶請求省令に関する免除届

3 介護電子媒体化ソフト Ver.2 の提供について

現在、書面による請求を行っている事業所のうち、介護保険みなし指定事業所(医科・歯科・調剤)や福祉用具貸与サービス事業所向けに、紙媒体への記載方法と同様のイメージで請求情報(CSV)を作成できる「介護電子媒体化ソフト Ver.2」(無償配布・伝送機能なし)が、平成29年10月下旬から、本会ホームページよりダウンロード可能となる予定です。(当該ソフトは国民健康保険中央会作成のソフトです。)

ソフトの利用は任意ですが、平成30年4月より書面による請求は原則廃止となることから、対象サービス事業所におかれましては、できる限りご利用いただきますようご協力をお願いします。

なお、ご利用可能なサービスは以下のサービスのみとなりますのでご注意ください。

【介護電子請求媒体化ソフト対象サービス】

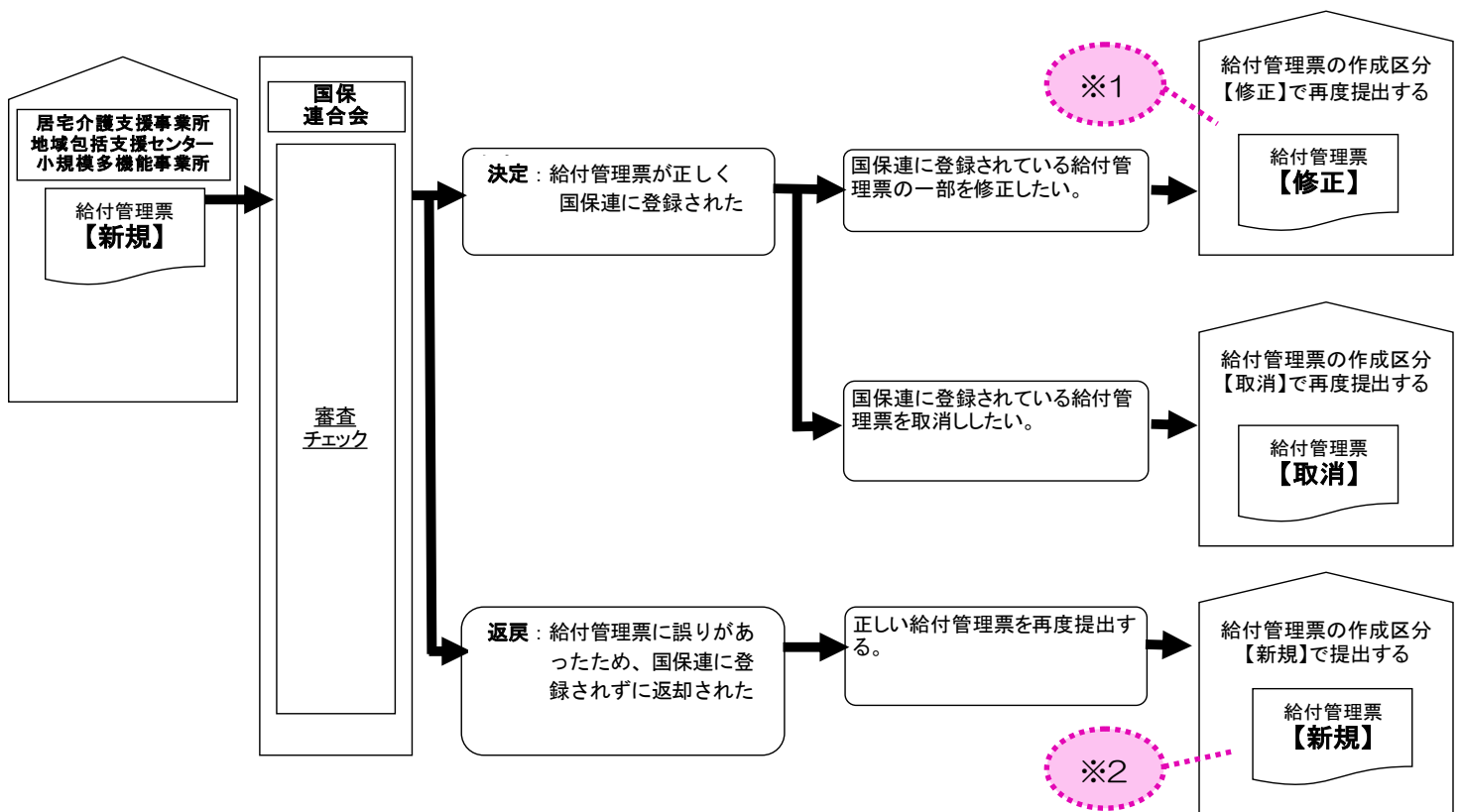
- ・31：居宅療養管理指導
- ・34：介護予防居宅療養管理指導
- ・17：福祉用具貸与
- ・67：介護予防福祉用具貸与

3 給付管理票の作成区分に関する留意事項

給付管理票の作成区分には、新規・修正・取消の3種類があります。作成区分は給付管理票提出のタイミングや目的によって異なり、誤った区分で提出すると返戻の原因となり、サービス事業所への支払が適切に行なわれない場合がありますのでご留意ください。

【新規】	≪決定している給付管理票が無い場合の区分≫ 給付管理票を初めて提出する場合や、初めて提出した給付管理票が返戻となり、再度提出する場合には、【新規】で提出します。
【修正】	≪既に決定している給付管理票の内容修正を目的として再提出する場合の区分≫ 給付管理票を【修正】として提出すると、 <u>決定済みの給付管理票が新たな内容に上書きされます。</u> 決定済みのサービス事業所の請求がある場合、修正後の給付管理票と実績を突合し、再審査がかかります。 このため、 <u>修正したい箇所のみでなく、全ての事業所の情報を記載して提出する必要があります。</u>
【取消】	≪既に決定している給付管理票の取消を行う場合の作成区分≫ 実績がない等、本来提出すべきでない給付管理票が決定している場合、【取消】の区分で該当の給付管理票を再提出することで取り消しが可能です。給付管理票を取り消すと、これに基づくサービス事業所の実績、及び居宅介護（予防）支援費の実績が過誤（請求の取下げ）となります。

<参考> 給付管理票「新規」「修正」「取消」について、それぞれの区分の取り扱いは以下のとおりです。



※1 本会で既に決定済みの給付管理票の内容修正をしたい場合に【新規】で提出すると、「ANN」エラー：過去に該当する給付管理票を提出済みです。」により返戻となります。

※2 本会審査チェックで返戻となり、決定している給付管理票が存在しない場合に【修正】で提出すると、「ANN9 エラー：対象となる給付管理票は存在しません。」により返戻となります。

平成 29 年 8 月請求分の支払日は 9 月 29 日（金）、9 月サービス分の請求受付期限は 10 月 10 日（火）です。